

医政地発 0331 第 8 号
令和 7 年 3 月 31 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

大規模災害時におけるドクターヘリの運用体制構築に係る指針(改定)について

ドクターヘリ（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成 19 年法律第 103 号）第 5 条第 1 項に規定する病院の使用する救急医療用ヘリコプター（同法第 2 条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）であって救助を業務とするものをいう。以下同じ。）の運航については、これまで「航空法施行規則第 176 条の改正に伴うドクターヘリの運航について（通知）」（平成 25 年 11 月 29 日付け医政指発 1129 第 1 号厚生労働省医政局指導課長通知）により、適切な対応をお願いしており、各都道府県単位でのドクターヘリの運用体制の整備を進めていただいているところである。

また、大規模災害時におけるドクターヘリの運用については、「大規模災害時におけるドクターヘリの運用体制構築に係る指針について」（平成 28 年 12 月 5 日付け医政地発 1205 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）において、「大規模災害時のドクターヘリ運用体制構築に係る指針」を策定し、平成 28 年熊本地震以降に発生した大規模災害について、これに沿って適切な対応をお願いしてきたところである。

今般、本指針については、平成 28 年熊本地震、平成 30 年西日本豪雨災害、令和 6 年能登半島地震等の災害の検証を踏まえ、より効果的かつ効率的なドクターヘリの運用に向けて改定を行ったため、貴職におかれては、本指針の内容について御了知いただくとともに、ドクターヘリを活用する医療機関に対する必要な指導並びに消防機関及び関係団体等に対する周知をお願いする。

大規模災害時のドクターヘリ運用体制構築に係る指針

平成 28 年 12 月 5 日
令和 7 年 3 月 31 日改定

はじめに

災害時におけるドクターヘリの運用については、東日本大震災におけるドクターヘリによる被災地活動を受けて、「災害医療等のあり方に関する検討会」等において検討され、①消防機関等からの要請がなければ緊急出動ができないこと、②災害時におけるドクターヘリの運航要領が各都道府県で策定されていないこと、③大規模災害時における全国規模でのドクターヘリの運用体制が確立されていないこと、が課題とされた。

このうち、①については、「航空法施行規則の一部を改正する省令」（平成 25 年国土交通省令第 90 号）により、ドクターヘリが航空法（昭和 27 年法律第 231 号）における捜索又は救助のための特例の対象とされ、消防機関等の依頼又は通報を待たずに出動ができることとなり、円滑な運航が可能となったところである。また、②については、「航空法施行規則第 176 条の改正に伴うドクターヘリの運航について（通知）」（平成 25 年 11 月 29 日付け医政指発 1129 第 1 号厚生労働省医政局指導課長通知。以下「平成 25 年通知」という。）において、各道府県においてドクターヘリの運航要領を策定することとしており、各都道府県単位での運用体制の整備が進んでいるところである。

一方で、大規模災害時には、被災地域の医療提供体制の確保とともに、複数のドクターヘリのみならず警察や消防、自衛隊等の多数のヘリコプターが協調して安全かつ効果的に活動する必要があることから、大規模災害時のドクターヘリ運用体制の整備には、未だ課題が残る。

このため、大規模災害時にドクターヘリが効果的かつ効率的に活動ができるよう、平成 28 年 12 月、全国からの参集方法や参集後の活動方法等を含むドクターヘリ運用体制の構築に係る指針として本指針を策定し、大規模災害時には単一都道府県の発災時と複数都道府県の発災時に分けてドクターヘリの運用体制を構築することとし、平成 28 年熊本地震以降に発生した大規模災害に適用している。また、本指針については、平成 28 年熊本地震、平成 30 年西日本豪雨災害、令和 6 年能登半島地震等の災害の検証を踏まえ、より効果的かつ効率的なドクターヘリの運用に向けて改訂を行ったものである。

第 1 総則

1 適用範囲

本指針は、全国規模でドクターヘリの運用が必要となる、南海トラフ地震、首都直下地震又はこれらと同程度の大規模災害が発生した際に適用されることを想定している。また、発災時に被害状況が確認できない状況で、当該災害が上記と同程度の大規模災害に当たる

可能性がある場合においても、本指針に沿って活動することが望ましい。

2 指針の取扱い

本指針は、ドクターヘリの配備状況、災害医療体制の整備状況、図上訓練を含めた累次の訓練での検証結果等を踏まえ、より適切な指針へと改訂していくものとする。

なお、本指針は、大規模災害時のドクターヘリ運用体制構築に係る基本的な事項について定めるものであり、都道府県等による自発的な取組を制限するものではない。

3 用語

- ・ドクターヘリ基地病院（以下「基地病院」という。）

救命救急センターであって、ドクターヘリを配備している病院。

- ・ドクターヘリ基地病院地域ブロック（以下「地域ブロック」という。）

大規模災害時における被災地へのドクターヘリの派遣を効率よく行うため、全国を地域ブロックに分けたもの。令和7年3月1日現在の、地域ブロック及び地域ブロックごとの基地病院を別表に示す。別表は、必要に応じ厚生労働省において更新するものとする。

- ・ドクターヘリ連絡担当基地病院（以下「連絡担当基地病院」という。）

大規模災害時における被災地へのドクターヘリ派遣を効率よく行うため、ドクターヘリ基地病院地域ブロック内で、ドクターヘリの派遣、待機等のドクターヘリによる被災地活動の調整を行う病院。

- ・航空運用調整班

被災都道府県災害対策本部内に設置される航空機の運用を調整する内部組織。消防、自衛隊、海上保安庁、警察、国土交通省、DMAT都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。また、必要に応じ自衛隊等が入手した被災地の情報を被災都道府県災害対策本部等に提供する。

- ・航空医療調整担当

被災都道府県災害対策本部内に設置されたDMAT都道府県調整本部の内部組織として搬送調整部門の中に設置され、空路による医療搬送の調整を担当する。また、航空運用調整班にも所属し、消防、自衛隊、警察等と医療に係る航空機運用に関して情報共有、連携を行う。

- ・ドクターヘリ本部

被災地の基地病院等に設置、又は被災地に基地病院が無い若しくは基地病院が被災し機能していない場合は、DMAT都道府県調整本部の下に、DMAT・SCU（注1）本部、DMAT活動拠点本部（注2）とともに設置され、ドクターヘリの活動の指揮をとる。都道府県は、基地病院が被災するなど機能し得ない場合を想定して、事前に代替の設置場所を計画しておくことが望ましい。

- ・ドクターヘリ支援本部

厚生労働省DMAT事務局内に設置され、複数の被災都道府県の情報収集やドクターヘリの配分等の調整を行う。被災地を管轄する地域ブロックの連絡担当基地病院と連携し、被災都道府県のドクターヘリ本部の活動を支援し、被災都道府県間の調整支援を行う。

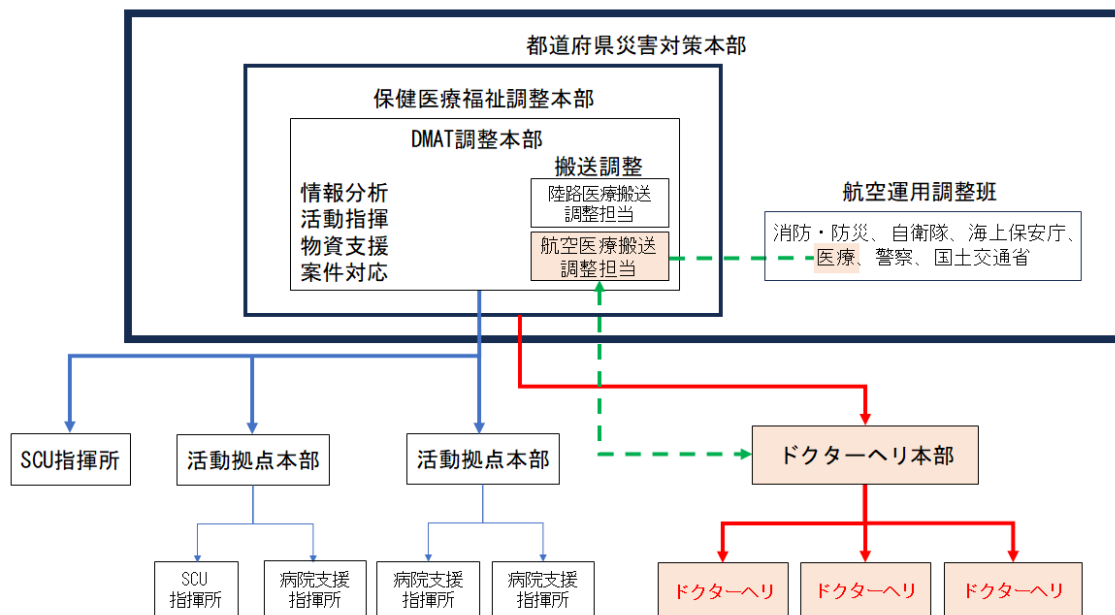
支援内容は、ドクターヘリ運航会社と運航関係者の派遣及び経費に係る調整、動態監視システム災害時運用調整、民間が運航する医療用ヘリコプター・災害医療調査ヘリコプターの業務に関する調整、被災都道府県で対応困難な諸問題への対応、必要な関係省庁との調整等を行う。

（注1）航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）

航空機での搬送に際して、患者の症状の安定化を図り搬送を実施するための救護所として、被災地及び被災地外の航空搬送拠点に、広域医療搬送や地域医療搬送に際して都道府県により設置される。

（注2）DMAT活動拠点本部

参集したDMATの指揮及び調整、管内におけるDMAT活動方針の策定、管内の病院の被災情報の収集等を行う目的で、DMAT都道府県調整本部の指揮下で、必要に応じて、災害拠点病院等から適当な場所を選定し、必要に応じて複数箇所設置される。



第2 平時からの体制整備について

さらに、都道府県は、大規模災害の発生に伴う他地域からのヘリコプター等の参集に備え、複数機のヘリコプター等が安全に離着陸可能な参集拠点や給油場所の指定、燃料や無線通信をはじめとする連絡手段の確保に向けた取組等について、あらかじめ関係機関と調整し、地域防災計画等に反映しておくことが望ましい。

第3 大規模災害時の参集方法について

被災都道府県の知事は、必要と判断された場合、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 74 条に基づき、ドクターヘリの派遣について、他の都道府県の知事に応援を求めることができる。

2 単一都道府県の発災時

単一都道府県での発災時には、被災都道府県災害対策本部、航空医療搬送調整担当、ドクターヘリ本部、連絡担当基地病院及び基地病院は次のような体制をとる。

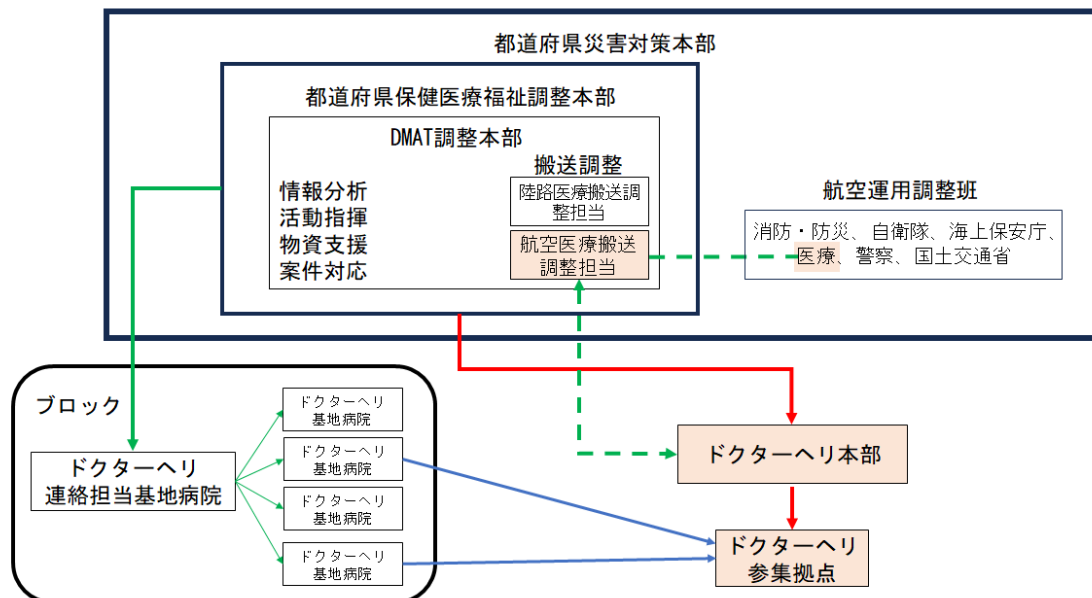


図2 単一都道府県発災時のドクターヘリ運用体制

- ① 被災都道府県災害対策本部はドクターヘリの需要を確認し、航空医療搬送調整担当で、安全を確保するための調整等を行った上で、ドクターヘリ支援本部との連携のもと、被災都道府県が所属する地域ブロックの連絡担当基地病院にドクターヘリの派遣を要請する。また、派遣されるドクターヘリの参集拠点を指定する。
- ② 航空医療搬送調整担当は、航空運用調整班においてドクターヘリの活動範囲、活動内容等に関して消防、自衛隊、警察等の関係機関と調整を行い、また、都道府県保健医療福祉調整本部、航空運用調整班等を通して得た被災都道府県内のドクターヘリの需要を集約し、ドクターヘリ本部と情報の共有を行う。
- ③ 被災都道府県災害対策本部から要請を受けた連絡担当基地病院は、地域ブロック内の基地病院と、ドクターヘリの参集拠点への派遣又は待機の調整を行う。
- ④ 連絡担当基地病院から連絡を受けた基地病院は、当該基地病院の所属する都道府県に連絡し、ドクターヘリ運航会社と調整した上で、派遣の可否を決定する。なお、連絡を受けた基地病院の所属する都道府県が、派遣先の被災都道府県とドクターヘリ運航に関する協定を結んでいない場合には、当該基地病院の管理者が基地病院の所属する都道府県の知事に対して、当該派遣に関する了承を得る。また、被災都道府県の知事は、参集するドクターヘリの所属する都道府県の知事に対して、ドクターヘリの派遣要請を行う（了承の事後でも可とする）。
- ⑤ 被災都道府県で活動するドクターヘリは、ドクターヘリ本部の指揮下で、被災地で

の活動を行う。

- ⑥ 被災都道府県災害対策本部は、被災都道府県が所属する地域ブロック内のドクターヘリ派遣数よりも多数のドクターヘリが必要であると判断する場合には、ドクターヘリ支援本部及び被災都道府県が所属する地域ブロックの連絡担当基地病院に対して、他地域ブロックからのドクターヘリ派遣についての調整を要請する。要請を受けたドクターヘリ支援本部及び連絡担当基地病院は、他地域ブロックの連絡担当基地病院に対して、当該地域ブロックへのドクターヘリ派遣調整の要請を行う。

3 複数都道府県の発災時

複数都道府県の発災時には、厚生労働省、被災都道府県災害対策本部、航空医療搬送調整担当、ドクターヘリ本部、連絡担当基地病院及び基地病院は次のような体制をとる。

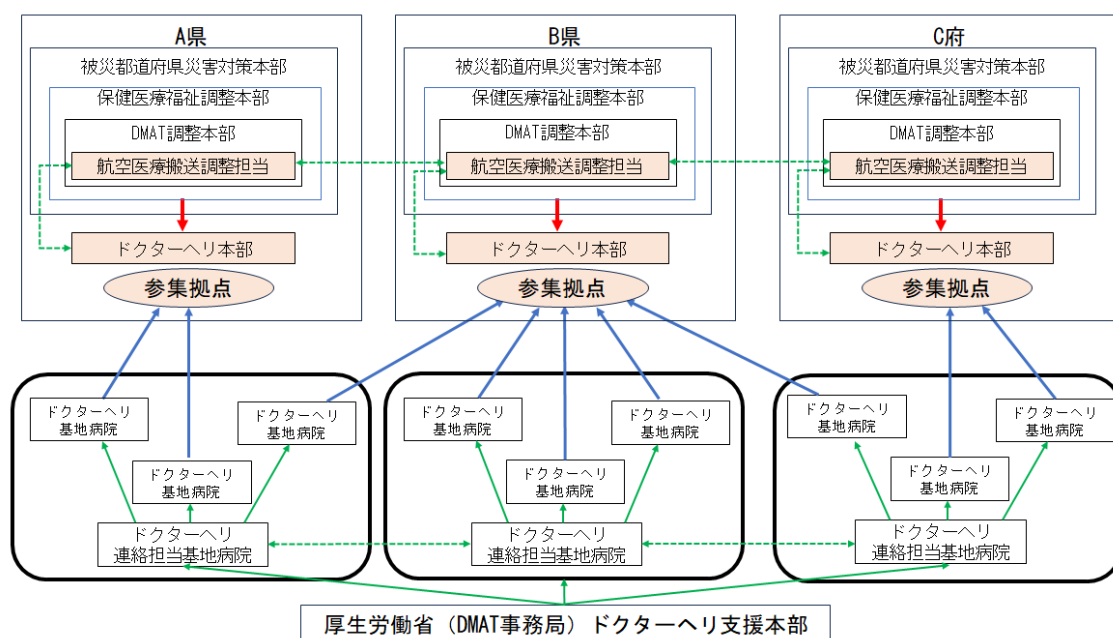


図3 複数都道府県発災時のドクターヘリ運用体制

- ① 複数の都道府県での発災の場合には、厚生労働省から、各被災都道府県災害対策本部に対し、複数の都道府県での発災である旨の連絡を行う。また、厚生労働省は、ドクターヘリ支援本部を速やかに設置し、ドクターヘリ支援本部は、被災都道府県から概ね300キロメートル圏内にある地域ブロックの連絡担当基地病院に連絡し、派遣可能なドクターヘリの機数等の情報を集約する。
- ② 被災都道府県災害対策本部は、ドクターヘリの需要を確認し、被災都道府県が所属する地域ブロックの連絡担当基地病院及びドクターヘリ支援本部に報告及びドクターヘリの派遣要請を行う。また、派遣されるドクターヘリの参集拠点を指定する。
- ③ 被災都道府県の航空医療搬送調整担当は、航空運用調整班においてドクターヘリの

活動範囲、活動内容に関して、消防、自衛隊、警察等の関係機関と調整を行い、また、被災都道府県保健医療福祉調整本部、航空運用調整班等を通して得た被災都道府県内のドクターヘリの需要を集約し、ドクターヘリ本部と情報共有等を行う。

- ④ ドクターヘリ支援本部は、被災都道府県災害対策本部からドクターヘリの需要に関する報告及び派遣要請を受けた後、必要な地域ブロックの連絡担当基地病院にドクターヘリの派遣調整を依頼する。
- ⑤ ドクターヘリ支援本部の依頼を受けた連絡担当基地病院は、ドクターヘリ支援本部の依頼に従い、地域ブロック内の基地病院と、ドクターヘリの派遣又は待機の調整を行う。
- ⑥ ドクターヘリ支援本部は、被災状況に応じて被災都道府県へのドクターヘリの配分を決定し、当該地域ブロックの連絡担当基地病院に連絡する。
- ⑦ ドクターヘリ支援本部は、被災都道府県災害対策本部に、派遣されるドクターヘリについて連絡する。
- ⑧ 連絡担当基地病院から連絡を受けた基地病院は、当該基地病院の所属する都道府県に連絡をし、ドクターヘリ運航会社と調整した上で、ドクターヘリの派遣の可否を決定する。なお、連絡を受けた基地病院の所属する都道府県が、派遣先の被災都道府県とドクターヘリ運航に関する協定を結んでいない場合には、基地病院管理者から所属する都道府県知事に派遣に関する了承を得る。また、被災都道府県災害対策本部長は参集するドクターヘリの所属する都道府県の知事に対して、ドクターヘリの派遣要請を行う（了承の事後でも可とする）。
- ⑨ 被災都道府県で活動するドクターヘリは、ドクターヘリ本部の指揮下で、被災地での活動を行う。
- ⑩ 被災都道府県災害対策本部は、ドクターヘリ支援本部に対し、ドクターヘリの需要を随時報告する。
- ⑪ ドクターヘリ支援本部は、必要とされる継続的なドクターヘリの派遣を速やかに行うことができるよう、被災都道府県から概ね 300 キロメートル圏外にある地域ブロックの連絡担当基地病院と、対応可能なドクターヘリについて情報共有を行う。

第4 被災地内でのドクターヘリの活動について

1 連絡体制

被災都道府県で活動するドクターヘリは、ドクターヘリ本部の指揮下で活動する。消防、自衛隊、警察等の関係機関と協力しつつ、被災地の需要に沿った活動を行うことができるよう、航空運用調整班の一員である航空医療搬送調整担当は、関係機関と調整を行う。

ドクターヘリのみでは患者搬送等に対応できない場合は、ドクターヘリ本部は、航空医

療搬送調整担当に連絡し、航空医療搬送調整担当は、航空運用調整班へ協力依頼を行う。また、航空医療搬送調整担当が、警察、消防、自衛隊等の関係機関からドクターヘリによる活動の依頼を受けた場合は、ドクターヘリ本部に連絡する。

2 被災都道府県のドクターヘリの運航調整

航空医療搬送調整担当は、被災都道府県災害対策本部・航空運用調整班との医療搬送調整及びドクターヘリ本部との情報共有を行うほか、ドクターヘリ支援本部と連携する。また、安全運航のため、消防、自衛隊、警察等の関係機関との情報共有を行う。航空医療搬送調整担当の人員としては、航空機搬送やドクターヘリ運航に精通したCS（コミュニケーションスペシャリスト）、医師、看護師又は救急救命士を複数名配置する。

ドクターヘリ本部は、参集したドクターヘリ群の指揮を執るほか、航空医療搬送調整担当と情報共有を行う。ドクターヘリ本部の人員としては、ドクターヘリの運用に精通したCS、医師、看護師又は救急救命士を少なくとも1名配置する。

3 ドクターヘリ運用関係者

ドクターヘリは、派遣元のドクターヘリ運用関係者（操縦士、整備士、CS、医師、看護師又は救急救命士）による活動を原則とし、搭乗する医師又は看護師又は救急救命士のうち少なくとも1名はDMAT隊員であることが望ましい。派遣元ドクターヘリ運用関係者以外の医療従事者であってドクターヘリ内で活動する者は、原則として、平時からドクターヘリ運用関係者として活動実績のあるDMAT隊員とする。

4 活動終了

それぞれのドクターヘリは、ドクターヘリ本部の指示に従い、活動を終了する。また、派遣されたドクターヘリに関するオペレーション全体の活動終了については、被災都道府県災害対策本部が航空医療搬送調整担当やドクターヘリ本部、ドクターヘリ支援本部ドクターヘリ調整部の助言を踏まえて決定する。

5 ドクターヘリの活用費用について

① 被災都道府県のドクターヘリ

平時の運行と同様に、ドクターヘリの運行経費（操縦士・整備士・CSの人件費、燃料費等）については、ドクターヘリ導入促進事業から支弁される。

医療従事者に関する経費については、災害救助法の「医療」として、災害救助費から支弁される。

② 被災都道府県以外の都道府県から被災都道府県へ派遣されたドクターヘリ

被災都道府県知事の要請に応じて、被災都道府県以外の都道府県から被災都道府県に出動したドクターヘリの運航経費（操縦士・整備士・CSの人件費、燃料費等）につ

いては、応急救助のための輸送費として、ドクターヘリ導入促進事業の委託料金に準じて、災害救助法の災害救助費から支弁される。

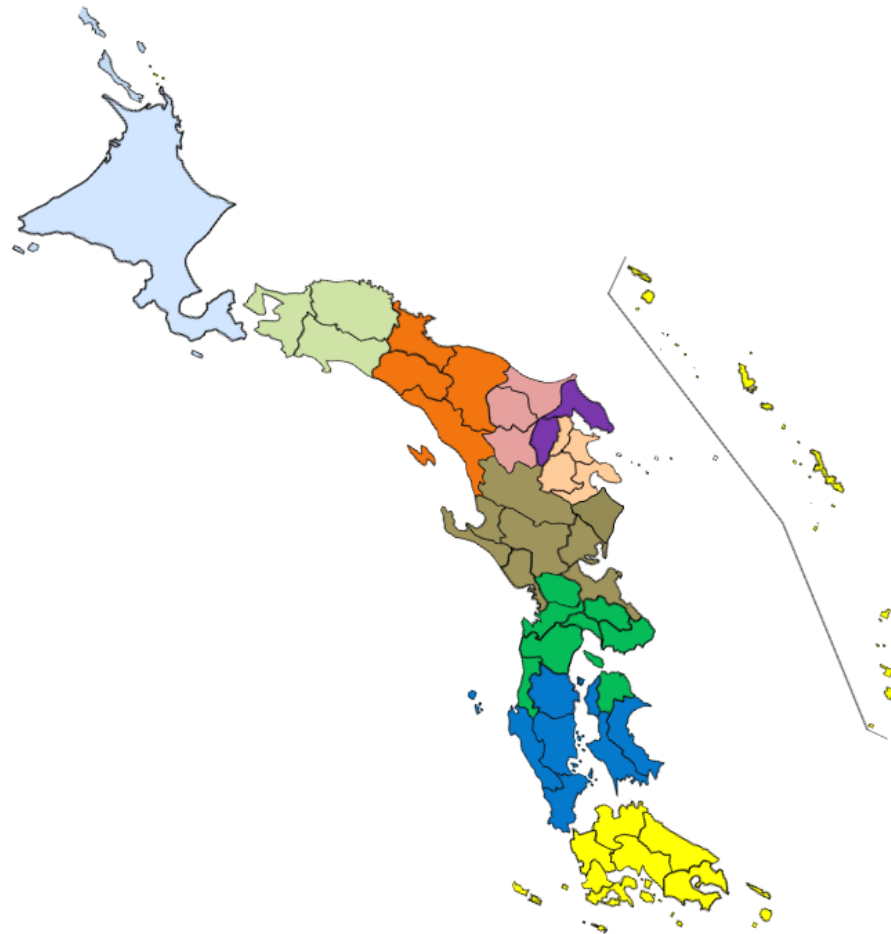
医療従事者に関する経費については、災害救助法の「医療」として、災害救助費から支弁される。

6 その他の留意点

ドクターヘリは、派遣元の都道府県の運航要領を遵守して運航する。また、派遣元の都道府県知事等による指示があった場合には、被災都道府県災害対策本部とドクターヘリ支援本部との調整を図った上で、当該指示に従う。なお、ドクターヘリの運用については、運航上の安全確保に係る運航会社の判断が最優先されなければならない。

別表

ドクターヘリ基地病院地域ブロック (R7.3.31時点)



都道府県	連絡担当 基地病院	基地病院
北海道	○	手稲運仁会病院 市立利根総合病院 旭川赤十字病院 市立函館病院 八戸市立市民病院 青森県立中央病院 岩手医科大学附属病院 秋田赤十字病院 東北大学病院・仙台医療センター 山形県立中央病院 福島県立医科大学附属病院 新潟大学医学部総合病院 長岡赤十字病院 水戸医療センター・水戸県生業会総合病院 前橋医科大学病院 栃木県立中央病院 埼玉医科大学総合医療センター 群馬県立中央病院 日本医科大学千葉北総病院 岩手医科大学岩手郡川原病院 青森大学医学部川原病院 岩手大学医学部川原病院 山梨県立中央病院 順天堂大学医学部附属静岡病院 ○ 佐久総合病院 信州大学医学部附属病院 岐阜大学医学部附属病院 愛知医科大学病院 龍田医科大学病院 三重大学医学部附属病院・伊勢赤十字病院 石川県立中央病院 福井県立病院 滋生会滋賀県病院 富山県立中央病院 公立米沢県病院 大崎大学医学部附属病院 公立奥羽病院 県立吉川医療センター・県立はりま滋賀総合医療センター 和歌山県立医科大学附属病院 奈良県立医科大学附属病院 徳島県立中央病院 鳥取大学医学部附属病院 鳥取県立中央病院 岡山医科大学附属医院 広島大学病院・県立広島病院 山口大学医学部附属病院 高知医療センター 香川県立中央病院・香川大学医学部附属病院 愛媛県立中央病院 ○ 久留米大学病院 佐賀大学医学部附属病院・佐賀西医療センター・村生館 長崎医療センター 熊本赤十字病院 大崎大学医学部附属病院 宮崎大学医学部附属病院 鹿児島市立病院 鹿児島県立中央病院 ○ 浦添総合病院 沖縄県

※ 静岡県は静岡市を含む東側1地域と西側地域の2ブロックに区分